

住民票の写しの交付請求書（郵送用）

横須賀市長 へ

令和 年 月 日

【注意】住民基本台帳法により、偽りその他不正な手段により交付を受けたときは、処罰されることがあります。

| | | | |
|---------------------------------|---|--------------------|---------------------|
| 請求者 | 住所 | | |
| | フリガナ | 電話番号 | () - |
| | 氏名 | 生年月日 | 明・大・昭・平・令 年 月 日生 |
| 請求者の資格 及び使いみち | <input type="checkbox"/> 本人・同一世帯の人 ※ 死亡や転出等により除かれた方は「同一世帯の人」ではありません。 | | |
| | <input type="checkbox"/> その他の人 請求対象者との関係 () ※ その他の人が請求を行う際には、法定代理人を除き「本人からの委任状」または「請求対象とする住民票を必要とする理由」、「疎明資料」が必要となります。 以下の欄に請求対象とする住民票を必要とする具体的な理由を記入してください。 | | |
| 必要とする 住民票の写し または 除票の写し | 住所 | | |
| | フリガナ | | |
| | 氏名 | | |
| | 生年月日 | 明・大・昭・平・令 年 月 日 | |

通数を記入し、□を選択のうえ、世帯の一部を請求する場合、必要な方を記入してください。

| | | |
|--|--|---|
| 通数は () 通 | 世帯の 全員 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> | 世帯の一部を請求する場合、以下に必要な方の氏名と生年月日を記入してください。 |
| | 要 不要 | |
| 本籍の記載 | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | |
| 続柄の記載 | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | |
| 世帯員に外国人が含まれる場合、その方について右の項目の記載の有無を選択できます。記載を希望する項目に☑をつけてください。 | | <input type="checkbox"/> 在留カード・特別永住者証明書の番号 <input type="checkbox"/> 国籍等 <input type="checkbox"/> 在留資格・在留期間等 |

本様式を使用せず便箋等を用いて請求書を作成することもできますが、その際、本様式の太枠部分で記入または選択する項目は、請求物を特定するために必要な項目となりますので、必ず記載してください。

住

住民基本台帳法の改正に伴い 「本人確認」が義務化されました

平成20年5月1日(木)に、他人による証明書の不正な取得や虚偽の届出を防ぎ、個人情報を守るための改正住民基本台帳法が施行されました。

このことにより、住民票や戸籍の附票の写しの交付請求をする時は、本人確認書類の提示により、「本人確認」を行うことが義務付けられました。

郵送により住民票の写しの交付請求を行う場合、住所が記載された有効期間内の本人確認書類の写しが必要です。

本人確認書類として利用できるもの、運転免許証、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書、健康保険の被保険者証等。

※本人確認書類は、「住所が記載されている面」、「住所変更が記載されている面」を含めたコピーを同封してください。

なお、**代理人については、本人確認書類のほか、委任状などにより代理権限の確認も行います。**

本人確認ができない場合は、住民票の写しを交付できませんので、ご注意ください。

該当する本人確認書類をお持ちでない方やご不明な点がある方は、窓口サービス課あてお問い合わせください。本人確認書類の詳細については、以下の横須賀市ホームページ「住民票や戸籍の証明書の請求時、住所異動等の届出時の本人確認について」に記載しています。

《その他注意》

◆住民票の写しの郵送請求には次のものがが必要です。

- ① 本請求書 ・本請求書の各項目を記入した便箋等でも可。
- ② 返信用の封筒 ・切手を貼り、あて先を記入したもの。
- ③ 交付手数料 ・住民票の写しは1通300円です。
・交付手数料と同額の定額小為替(有効期間内(発行の日から6か月以内))、普通為替、現金(現金書留)でお支払いください。
・定額小為替および普通為替は、ゆうちょ銀行または郵便局で購入できます。

※交付手数料に切手・収入印紙を使用することはできません。

- ④ 本人確認書類の写し1点
- ⑤ 代理人が請求する場合は、委任状等の書面。

※ 電話番号は必ず記入してください。(平日の午前8:30~午後5:00に連絡可能な番号)

※ 請求者の住所欄には、住民登録のある住所を記入してください。(住民登録住所以外の場所への返送を要する場合や海外から請求する場合は下記あてお問い合わせください。)